

(No.19)

1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和45年9月10日建設省河政発第100号、建設省河川局長通達)の記の一

一 禁止、許可行為等の規制について

竹木の流送、舟若しくはいかだの通航、汚物若しくは廃物の投棄等の河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為については、治水、清潔及び河川使用との調整の見地から厳しく規制すべきことは当然であるが、他面河川は公共の場として不特定多数の者の自由な使用に供されており、また農水産業等河川に依存する事業活動も広汎にわたっているので、これらとの調整に慎重に配慮し、規制は河川管理上支障を及ぼすおそれのある範囲に止めること。

2. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」(昭和45年10月7日建設省河政発第105号、建設省河川局水政課長)の記の第七  
第七 令十六条の八関係

一 本条に規定する「堆積」は多数を集合しておくことも含むものであること。

二 法第二十四条に規定する河川区域内の土地において物件を堆積し、又は設置する場合は、本条のほか同条の許可を要すること。また、法第二十六条の許可を受けて工作物を設置する場合は、本条の許可を要しないこと。

三 本条の許可は、期間を限って許可する等実態に応じて包括的な許可を与えることができること。

四 許可を要しない行為

1 「日常生活のために必要な行為」とは、日常生活において通常行なわれる軽易な行為をいうものであること。

2 「農業又は漁業を営むために通常行なわれる行為」とは、農具、漁具、農作物等の洗浄又は堆積等の農業又は漁業に伴って通常行なわれる軽易な行為をいうものであること。

3 砂利採取法の認可採取計画に基づいて行なわれる行為については、河川管理者の行なう採取計画の認可が本条の許可とみなされること。

4 [略]

五 許可の基準

物件の洗浄については、流水の正常な機能の維持が不可能となる場合又は他の河川の使用に支障を及ぼす場合以外は許可し、物件の堆積又は設置については、治水上支障を及ぼすおそれがある場合又は河川を汚損する場合以外は許可すること。

六 [略]